

第2節 河川の維持に関する事項

(1) 河川の維持の目的

河川の維持管理は川の365日を対象として、生物環境・空間利用・景観・利水・治水など河川に対する多様なニーズに応えるため、河川の機能を適切に維持することを目的とする。

(2) 河川の維持の種類及び施行の場所

県管理河川を適切に維持管理するため、堤防の除草や清掃活動などを行う。また、河川巡視・点検を定期的を実施し、これを踏まえ河川の局所的な改良、洪水等による損壊施設の復旧、樋門・河川浄化施設等河川管理施設の適切な運用・管理、経年的な劣化等による施設機能損失の防止、治水上支障となる堆積土砂の除去や床固めの設置等による河床の維持管理など必要な対策を実施する。また、除草、清掃については、シルバー人材センターの活用などについて検討を行う。

なお、これら維持管理に際しては生物の生息環境に配慮する。ため池、校庭や運動場等を利用した雨水貯留浸透施設については、関係機関とともに適切な維持管理に努める。

不法占用物件については適切な処置を行うとともに、許可工作物については適切に維持管理がなされるよう指導する。特に、河川を横断する橋梁、取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が必要であることから施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。



河川巡視点検

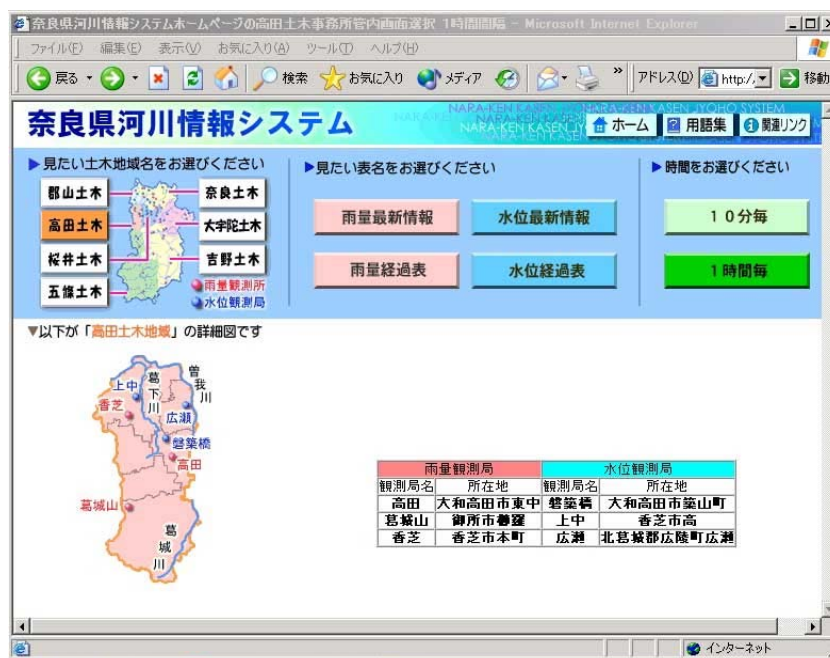


除草

第3節 その他、河川の整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 増水時における情報連絡体制の強化

増水時において、水災の警戒、防御、被害の軽減のため情報連絡体制の強化を推進する。県管理河川においては河川情報システムを運用し、流域の各観測局で観測される雨量や水位を収集、各河川の状況を的確に把握するほか、国土交通省の管理する光ファイバー網等を活用し、関連部局の情報と連携した防災情報基盤を整備する。さらにこれらの情報を関係市町村をはじめ広く住民の方々に対し電話回線やインターネットを通じて迅速に提供することにより自主的な水防活動や避難の支援を行う。



奈良県河川情報システム

(2) 防災情報の提供等

水防警報河川における浸水想定区域図の公表を実施するほか、市町村が行う洪水ハザードマップの作成を国土交通省と連携して情報交換等の支援を行うとともに、はん濫危険水位等の流域住民の避難活動に必要な情報の周知に努める。

また、水防キャンペーンの実施や浸水実績図の公表等により防災意識の啓発・高揚に努める。

(3) 雨量・水量・水質の把握等

河川を適切に管理し河川整備に役立てるため、平常時においても継続的に雨量・水量・水質の観測を行う。

また、水質事故に対しては、関係機関相互の連絡を密にし、河川等の異常水質に速やかに対応することにより早期に水質改善の実効を上げるよう努める。